

相 談 事 例

ID : 06-02-006

相談タイトル

すまい給付金について (1)

Q : ご相談内容

最近、家を新築し引渡しを受けた。知り合いから聞いたが、「すまい給付金」というものが貰えると聞いたがどうしたらいいか。

A : 回答

すまい給付金につきましては、消費税率アップに伴い、その部分を補填する意義での給付金の制度となっています。
自ら居住する住宅で、床面積50㎡以上等のいくつかの基本条件があり、又給付金額は申請される方の収入金額によりいくつか区分されています。
条件や申請書の記載等細かな内容につきましては、すまいの給付金および窓口である「群馬県建設技術センター」にお問い合わせ下さい。